



〒470-0162  
愛知県愛知郡東郷町春木白土1-242

株式会社喜多村  
営業部 ニュースレター係

## 飛騨古川祭り ～古川が最も熱くなる二日間～

岐阜県飛騨市古川町で毎年 4月19日・20日 に開催される、気多若宮神社の例祭。約400年以上の歴史を持つ飛騨地方を代表する春祭りで、国の重要無形民俗文化財および全国の33件「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

古川祭りには「静」と「動」の2つの顔があり、神社本殿での神事および古式ゆかしい「御神興行列」に、動の「起し太鼓」と静の「屋台行列」という三大行事で構成されています。

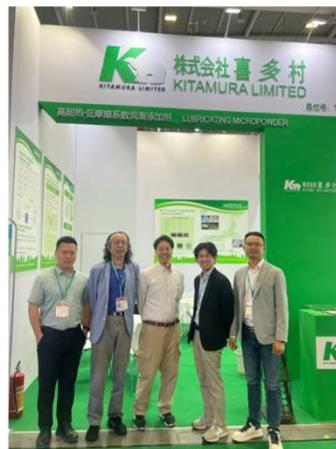
古川町では、祭りで使用する山車のことを「屋台」と呼んでいます。精巧な彫刻や華やかな装飾が施された 豪華な10台の屋台が並ぶ曳き揃えでは、その豪華さに圧倒されます。屋台上でからくり人形や子供歌舞伎などの奉納芸も執り行われます。

19日の夜には、祭の最大の見所「起し太鼓」が行われます。毎年、櫓の上に乗って大太鼓を打つ「太鼓打ち」に選ばれた若者が、一生に一度あるかないかの大変名誉ある役目を懸命に務めます。町の辻々で繰り広げられる大太鼓と付け太鼓の競り合いは深夜にまで及び、古川の町が活気に包まれます。

## Chinaplas® 2026 に出展します

日時：2026年4月21日(火)～ 24日(金)  
会場：中国上海虹橋国家会展中心 (NECC)  
ブース：8.2 J62

中国上海で開催されるChinaplas 2026に出展します。  
Chinaplasは40年以上続く歴史ある展示会で、プラスチックやゴム産業のビジネスプラットフォームです。主催者側の発表では、今年は4,600を超える企業が出展し、32万人の来訪者が予想されています。  
Chinaplas 2026にご来場の際は、是非弊社ブースへお立ち寄りください。



Chinaplas 2025の様子

【PTFE潤滑用添加剤についてのお問い合わせは下記まで】

営業部 営業1課 mail:info@kitamura ltd.jp Tel:(052)803-5151 Fax:(052)803-5190

起し太鼓



屋台曳行

## LC-PFCAs（長鎖PFCAs）とその塩及び関連物質の 化審法 第一種特定化学物質指定について

ストックホルム条約（POPs条約）COP12において、LC-PFCAs（C9～C21）とその塩および関連物質が附属書A（廃絶対象物質）に追加されることが決定されました。これを受け、日本でも化審法に基づき、これらの物質を第一種特定化学物質に指定する方向で制度整備が進められています。

第一種特定化学物質に指定された場合、原則として製造・輸入・使用が禁止され、例外的に認められる用途を除き、国内での取扱いが大きく制限されることとなります。

今後のスケジュールとしては、2026年春頃に政令改正を公布し、2026年秋頃の施行が予定されています。施行後は、対象物質の製造・輸入等が原則禁止となるほか、輸入製品規制などの措置も順次適用される見込みです。

弊社では放射線照射工程を経て製造されたグレードについて、PFOA同様にBAT報告を行う予定となっております。現在、関係省庁にBAT報告の事前相談を実施中です。

BAT報告はあくまでも弊社から関係省庁に報告を行うものであり、内容証明などの書面等はございませんので、あらかじめご了承ください。

## 欧州 PFAS規制動向



ECHAの専門委員会であるRAC（リスク評価委員会）は、PFAS制限提案に対する5000件を超えるパブコメに対し、一定の結論を示しました。当時の制限提案よりも緩和方向となっており、厳格な条件下であればPFAS使用継続を可能とする選択肢も検討されています。今後、もう一方の専門委員会であるSEAC（社会経済性分析委員会）側のパブコメ募集及び審議が予定されています。

### ●パブコメ提出の際の注意点

- 第二回目のパブコメ（SEAC案に対するパブコメ）が、2026年3月中に開始される見通し。
- 第二回目のパブコメは、意見募集期間が2か月間と短い（第一回パブコメの1/3の期間）。
- （特に工業用途において）代替品の有無と雇用や事業影響などの社会影響。

- パブコメ意見提出の際、どの産業セクター/どの用途に該当するかを判断する必要がある。例えば、エレクトロニクス分野であっても、Oリングやガスケットはシーリング用途に分類されている場合がある。

※ 4/6より、日本フルオロケミカルプロダクト協議会（FCJ）主催で、SEAC案および第二回パブコメに関する解説ウェビナーの開催が予定されています。

## 米国 PFAS規制動向



米国連邦政府は2011年1月1日から2022年12月31日までの間にPFASを製造・輸入した者に対し、米国環境保護庁（EPA）に報告をさせる、TSCA8条(a)(7)によるデータ報告規則を発表しました。当初、2024年11月12日から開始される予定でしたが、二度延期され、現状2026年4月13日開始⇒2026年10月13日終了予定となりました。また、当初予定されていた対象及び報告義務対象者、報告期間を改正する案が提出されましたので、下記に示します。

- 対象（＝報告が必要な範囲）を狭める免除案：以下を免除
  - ① de minimis（微量含有） ② 輸入成形品 ③ 副生成物 ④ 不純物
  - ⑤ 非分離中間体 ⑥ R&Dの6項目は免除
- 報告義務者が大幅に縮小する可能性  
例：成形品（articles）輸入事業者を免除
- 提出期間：固定日付ではなく、最終改正規則の発効日から60日後に開始し、3か月間とする。このため、2026年4月13日からの開始は不透明な状況。
- 米国防総省の見解について  
米国防総省はPFASが米国の国防システムの生産・性能・維持に不可欠であり、国家安全保障上重要な物質であると位置付け、国内のPFAS製造業者数が減少する中、国家安全保障に不可欠なPFASを供給し続ける能力と継続性を確保する必要がある事を訴えています。



受託粉体加工、フッ素樹脂（PTFE）潤滑用添加剤

株式会社 喜多村

〒470-0162 愛知県愛知郡東郷町春木白土1-242

TEL: 052-803-5151 FAX: 052-803-5190

URL: <https://www.kitamura ltd.jp/> Mail: [info@kitamura ltd.jp](mailto:info@kitamura ltd.jp)

送付先の変更・配信停止ご希望の方は、お手数ですが、上記TELまたはMailにてご連絡ください。